

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年 7 月 1 日
【会社名】	セレンディップ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	SERENDIP HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼ＣＥＯ 竹内 在
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目 5 番11号
【電話番号】	052-222-5306（代）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 北村 隆史
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目 5 番11号
【電話番号】	052-222-5306（代）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 北村 隆史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 200,272,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	62,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1．2025年7月1日付の取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）によります。

2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	62,100株	200,272,500	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	62,100株	200,272,500	—

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,225	—	100株	2025年7月17日	—	2025年7月17日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、当社と割当予定先である竹内弘一氏（以下「割当予定先」といいます。）との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4．払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合は、本自己株式処分に係る割当では行われないこととなります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
セレンディップ・ホールディングス株式会社 人事総務部	愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 名古屋営業部	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,272,500	3,330,000	196,942,500

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本有価証券届出書作成費用等であります。

（２）【手取金の使途】

後記「第３ 第三者割当の場合の特記事項 １ 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分は、本件買収（後記「第３ 第三者割当の場合の特記事項 １ 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に定義します。）に係る実質的な対価の一部として当社普通株式を割当予定先に取得させることを目的とするものです。当社の子会社であるセレンディップＳＰＣ２号株式会社（以下「ＳＰＣ」といいます。）は、割当予定先との間で、株式会社サーテックカリヤ（以下「サーテックカリヤ」といいます。）の株式の譲渡に関し、2025年５月13日付で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結しており、その譲渡代金（以下「本件譲渡代金」といいます。）につきましては、2025年７月１日付で、ＳＰＣが割当予定先に支払うこととなっています。したがって、割当予定先からは、本件譲渡代金の一部が、本自己株式処分に係る払込原資として当社に払い込まれる予定です。

そのため、差引手取概算額は、当社の2026年３月期における人件費、労務費等の運転資金として充当する予定であります。実質的には当社からのＳＰＣへの出資を通じてＳＰＣが支払った本件譲渡代金の一部として充当されることになります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

氏名	竹内 弘一
住所	愛知県刈谷市
職業の内容	会社経営

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	竹内弘一氏は、2025年7月1日付で当社がS P Cを通じて取得した株式会社サーテックカリヤの代表取締役社長です。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社の子会社であるS P Cは、竹内弘一氏との間で、本株式譲渡契約を締結しております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2025年7月1日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、2025年5月13日付「「セレンディップ・チャレンジ500」実現に向けた非連続的成長を目指して サーテックカリヤの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」で公表したとおり、同日付で、S P Cを通じて、サーテックカリヤの株式の100%を取得し、子会社化すること（以下「本件買収」といいます。）を決議しました。本件買収は、S P Cが現金対価でサーテックカリヤの株式を取得いたしますが、本件譲渡代金につきましては、2025年7月1日付で、S P Cが割当予定先に支払うこととなっています。したがって、割当予定先は本件譲渡代金の一部を本自己株式処分の払込金額に充当することにより、当社普通株式を取得します。本自己株式処分は、当社と割当予定先の合意に従い、本件買収に係る実質的な対価の一部として当社普通株式を割当予定先に取得させることを目的とするものであり、サーテックカリヤ及び本件買収のシナジーについては以下のとおりです。

(1) サーテックカリヤについて

当社が子会社化するサーテックカリヤは、金属の表面に耐熱・耐摩耗・防錆などの機能を付加する表面処理技術のパイオニアであり、自動車のエンジン、ブレーキ、空調部品といった安全性・信頼性が求められる部品への採用実績を多数有するなど、高機能部品の量産加工に強みを持った創業75年の歴史をもつ会社です。

国内のめっき・表面処理業界では、1事業所あたりの平均売上高（ ）が十数億円程度とされる中で、同社単体の売上高（ ）は100億円超にのぼり、表面処理の機能性めっき分野におけるリーディング・カンパニーとしての地位を確立しています。

（ ）上記の売上高は、収益として認識しない「有償支給取引」を控除した金額（付加価値額）を記載しております。「有償支給取引」とは、めっき加工対象品を客先から一旦購入し、めっき加工後に同対象品を客先に販売する行為をいい、これを含めると加工費用＋同対象品購入額が販売単価となるため売上高が実態よりも高くなることから、当社グループでは「有償支給取引」控除後の売上高を用いています。

同社は、無電解ニッケルや亜鉛・銅などを用いた多様なめっき加工に加え、アルマイトなどのめっき以外の表面処理技術と生産設備を保有し、日本・タイ・インドネシア・ベトナム・フィリピン・メキシコなどに生産拠点を展開することで、グローバルに展開するメーカーに同社製品を安定供給できる体制を構築してきました。

また、製品ごとの仕様に応じた専用生産設備を自社グループ内で企画・製造する体制を持ち、短納期と高い生産性を両立する柔軟な設備開発力も同社の大きな特長です。

さらに、自動車の電動化が進展する中、同社は75年の歴史の中で培ったこうした強みと、長年にわたり築いてきた強固な顧客基盤を背景に、急速に需要が高まる電動コンプレッサー（EV・HVなど電動車の空調システムの部品）をはじめ、インバータ（電力を制御する装置）やバスバー（大容量の電流を流す部品）など電動車に不可欠な領域においても、メーカーと共同で先行開発に取り組むなど、脱炭素・電動化の潮流に沿った事業領域の拡大を進めております。

なお、サーテックカリヤの概要は以下のとおりです。

名称	株式会社サーテックカリヤ
所在地	愛知県刈谷市神明町 6 丁目100番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 竹内 弘一
資本金	100百万円
事業の内容	めっき・表面処理加工業

(2) 想定される事業におけるシナジー

当社グループ会社は、自動車メーカーを中心に、単品売りから機能・技術を軸に総合提案できる体制への転換を進めており、ロールアップ型M&Aを通じて、グループ会社とのシナジーにより提案領域の拡充及び増収・増益を実現してまいりました。中でも、株式会社アベックス及び三井屋工業株式会社においては、M&A後にグループ内での技術・販路連携を強化したことで、実際に増収・増益を達成しており、本戦略の有効性を示す具体例となっています。この度サーテックカリヤが当社グループに加わることで当社が想定する事業における主なシナジー効果は以下の5点です。

当社グループ会社である天竜精機株式会社やエクセル・グループ（エクセルホールディングス株式会社 他8社）と連携した既存の取引先以外の車載電装メーカーや自動車メーカーなどへの拡販

当社グループ会社三井屋工業株式会社やエクセル・グループと連携した日系自動車メーカー以外の海外自動車メーカーの新規開拓

当社グループ会社であるユニクレア株式会社と連携した金属加工と表面処理加工のパッケージ提案による拡販

当社及び当社グループ会社と連携したM&Aを含む事業投資を通じた生産拠点の拡充

当社グループ会社である天竜精機株式会社（自動機開発製造）やコンサルティング事業部（協働ロボット・生産実績管理ツールHiConnexの導入支援）と連携した自動化・省人化の推進による生産性の向上

以上のとおり、本自己株式処分は、本件買収に関連して行われるものです。割当予定先は、サーテックカリヤの代表取締役社長であり、サーテックカリヤの当社グループへの参画にあたり、割当予定先による出資を受けることは、当社とサーテックカリヤの今後の関係性の維持・強化にもつながると考えられることから、割当予定先として適切と考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 62,100株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、本自己株式処分により取得する当社普通株式を現時点では中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、割当予定先との間において、本自己株式処分の払込みが行われる日より2年間において、本自己株式処分により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告すること並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

本株式譲渡契約に基づいて、割当予定先が所有するサーテックカリヤの株式のS P Cへの譲渡の対価としてS P Cから割当予定先に対して支払われる譲渡代金の一部により払込みを行うと割当予定先に確認しており、払込み時点においては割当予定先が払込みのための必要かつ十分な資金を有するものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、本件買収に際してS P Cが割当予定先との間で締結した本株式譲渡契約において、S P Cを通じて割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。また、本有価証券届出書提出日付で締結予定の当社と割当予定先との間の引受契約においても、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。

さらに、当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、割当予定先が反社会的勢力とは関係がないことを確認しております。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本取締役会決議日の直前営業日である2025年6月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である3,225円としました。

払込金額の決定に際し、本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として採用することとしたのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該払込金額は本取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値平均値2,952円（円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ）に対して9.25%のプレミアム率、本取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間の終値平均2,168円に対して48.75%のプレミアム率、本取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の終値平均値1,956円に対して64.88%のプレミアム率となっております。

また、払込金額の決定にあたっては、当社監査等委員会（4名。うち社外取締役3名。）より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当該決定方法により決定された払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により交付される当社普通株式は62,100株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）4,516,423株（2025年3月31日現在）の1.37%（議決権総数45,104個に対する割合1.38%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社とサテックカリヤの関係構築は中長期的な企業価値の向上に資するものであり、また、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えていることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
竹内 在	神奈川県茅ヶ崎市	716,496	15.88%	716,496	15.67%
高村 徳康	愛知県名古屋市中千種区	715,286	15.86%	715,286	15.64%
諸戸グループマネジメント株式 会社	三重県桑名市太一丸18	450,000	9.98%	450,000	9.84%
ネクストシーケンス合同会社	神奈川県横浜市中区扇町2丁目 5-14	300,000	6.65%	300,000	6.56%
一徳合同会社	愛知県名古屋市中区大須1丁目 7-14	300,000	6.65%	300,000	6.56%
セレンディップグループ従業員 持株会	愛知県名古屋市中区錦1丁目5- 11	205,890	4.56%	205,890	4.50%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	127,900	2.84%	127,900	2.80%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 奥田 健太郎)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, U.K	102,000	2.26%	102,000	2.23%
清板 大亮	東京都港区	100,000	2.22%	100,000	2.19%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	90,974	2.02%	90,974	1.99%
計		3,108,546	68.92%	3,108,546	67.98%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式234,942株(2025年3月31日現在)を保有しております。

3. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数45,104個に、本自己株式処分により増加する議決権数621個を加えた数を分母として算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期、提出日2025年6月24日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年7月1日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年7月1日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期事業年度、提出日2025年6月24日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年7月1日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2025年6月26日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年6月25日開催の第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、竹内在、高村徳康及び北村隆史を選任するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内として設定するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額10,000千円以内として設定するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とし、かつ、各事業年度において発行する新株予約権の上限は、1,500個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

監査等委員である取締役（社外監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内とし、かつ、各事業年度において発行する新株予約権の上限は、150個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
竹内 在	30,711	868	1	（注）1	可決 96.236%
高村徳康	31,563	16	1	（注）1	可決 98.906%
北村隆史	31,563	16	1	（注）1	可決 98.906%
第2号議案	30,710	869	1	（注）1	可決 96.233%
第3号議案	30,703	876	1	（注）1	可決 96.211%
第4号議案	30,707	872	1	（注）1	可決 96.223%
第5号議案	30,697	882	1	（注）1	可決 96.192%

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第20期）	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 東海財務局長に提出
---------	------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月24日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員 公認会計士 下 津 和 也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 端 地 忠 司
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセレンディップ・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレンディップ・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エクセル・グループの株式取得に伴う負ののれん発生益の計上額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度に、国内５社及び海外４社の計９社で構成されているエクセル・グループの株式を取得し、連結子会社としている。会社は、当該企業結合の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回るため、その差額2,355,911千円を負ののれん発生益として特別利益に計上している。 負ののれん発生益は、被取得企業から受け入れた識別可能な資産及び負債に対して、企業結合日における時価を基礎として取得原価を配分し、取得原価が受け入れた資産や引き受けた負債に配分された純額を下回る場合に認識される。 取得原価の配分においては、識別可能な資産及び負債を時価で評価する必要がある、取得原価の配分における時価評価には見積りの要素が含まれるため、当該見積りが負ののれん発生益の金額に重要な影響を与える。 以上より、当監査法人は、当該企業結合に伴う負ののれん発生益の計上額の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、エクセル・グループの株式の取得に伴う負ののれん発生益の計上額の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・当該企業結合に伴う負ののれん発生益の算定に至るまでの内部統制につき、整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・取引の概要、取得価額の決定の経緯及び負ののれん発生益の発生要因を理解するために、取締役会議事録、財務調査報告書を含む関連資料の閲覧を実施した。 ・取得価額について、株式譲渡契約書を閲覧するとともに、取得対価の支払いに関する証憑と突合した。 ・受け入れた識別可能な資産及び引き受けた識別可能な負債について、残高確認、関連証憑との照合及び再計算を実施した。また、負債が網羅的に識別されていることを検討するために、株式譲渡契約書及び財務調査報告書を閲覧した。 ・識別可能な資産及び負債について企業結合日における時価を基礎として取得原価を配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額を負ののれん発生益として計上していることを検討した。

その他の事項

会社の2024年３月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年６月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セレンディップ・ホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月24日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員 公認会計士 下 津 和 也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 端 地 忠 司
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセレンディップ・ホールディングス株式会社の2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2025年 3 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2025年3月31日現在、関係会社株式2,889,487千円を貸借対照表に計上しており、その全てが市場価格のない関係会社株式である。当該金額は総資産の48.4%に相当する。 会社は、事業承継を目的としたM&Aにより投資先企業をグループの傘下に収める「投資」と、近代経営の複雑化・高度化に対応した経営執行によって企業価値の回復・向上を図る「経営」を主軸とした事業を行っている。 当事業年度においては、連結財務諸表注記事項（企業結合等関係）に記載のとおり、設立した子会社であるセレンディップSPC1号株式会社（以下、「SPC1号」という。）を通じ、国内5社及び海外4社の計9社で構成されているエクセル・グループの全ての株式を取得し子会社化している。また、SPC1号株式の取得価額は、エクセル・グループの株式価値を反映した金額を基礎として決定されている。 市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の中期経営計画を勘案した上で、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断している。中期経営計画策定における主要な仮定は、各社の売上高の成長見込みである。 当事業年度末において財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したと判断された関係会社株式はないが、会社が持株会社であり、市場価格のない関係会社株式の金額的重要性が高いこと、また、主として事業承継を目的としたM&Aによりグループ傘下に収めた関係会社であり、会社によるその投資価値の評価には、経営環境及び事業の状況等、各社の理解が必要であることから、関係会社株式の評価は特に重要な監査領域である。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、市場価格のない関係会社株式の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・関係会社の経営環境及び事業の状況を理解し、帳簿残高及び実質価額に影響を及ぼす事象が発生しているか、あるいは、発生可能性が高い事象はあるかについて検討するため、取締役会議事録を閲覧するとともに、必要に応じて会社及び各社の経営管理者に質問を実施した。 ・当事業年度において設立したSPC1号については、SPC1号が取得したエクセル・グループの取得価額の妥当性を検証するため、エクセル・グループの事業内容、事業環境等を理解したうえで、株式価値評価の基礎となる算定資料や取締役会資料等の関連資料を閲覧した。 ・会社による関係会社株式の評価結果を検討するため、各関係会社株式の帳簿残高を各社の実質価額と比較検討した。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。